

保護者各位

大和市教育委員会
大和市こども・青少年課

登校等について(お願い)

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、毎日の健康観察については、すでにお願しているところですが、登校にあたりお子様の体調に留意していただくため、また、教育活動を継続的に実施していくために、以下の点についてご確認ください。

◎現時点での対応となり、今後の状況によっては変更がありますことをご承知おきください。



登校前にお子様の体調を確認してください（児童クラブも同様です）

- ①健康状態の把握のため、毎朝（登校前）・毎晩（帰宅後）の1日2回の検温と健康観察チェックシートの記入（同居家族の風邪症状有無を含む）をお願いします。
- ②風邪の症状や、発熱がある、だるさや息苦しさなどの症状がみられるときは、無理をせず自宅で休養し登校を控えてください。出席停止扱いとなり、欠席とはなりません。
- ③同居の家族に風邪症状が見られる場合で、児童生徒本人に風邪症状が見られない場合においても、感染拡大防止の主旨を踏まえ自宅で休養することをお考え下さい。出席停止扱いとなります。



発熱などの風邪症状で休むとき（児童クラブも同様です）

- ①医療機関を受診したときは、医師の指示に従って登校の判断をしてください。
- ②微熱や症状が軽微などで医療機関を受診していないときは、
【分散登校中の6月19日まで】発熱などの風邪症状が消失した日から起算して1週間（土日含む）は登校を控え、自宅で休養してください。
(例) 6月8日(月)に発熱あり、6月10日(水)に熱が下がり症状が消失した場合
⇒6月16日(火)まで休養し、6月17日(水)から登校
【6月22日以降】発熱などの風邪症状が消失するまで自宅で休養してください。



感染の不安で休むとき

- ①感染の不安により自宅で休養するときも、出席停止扱いとなり、欠席とはなりません。
- ②医療的ケアを必要とする方、基礎疾患(持病)をお持ちの方は、主治医の見解を確認し登校の判断をしてください。



お休みするときなどは、学校へご連絡ください（児童クラブも同様です）

- ①学校を休むときは学校へご連絡ください。また、児童クラブをお休みする場合は児童クラブへご連絡ください。
- ②帰国者・接触者相談センター(保健所)などに連絡したときは、学校へご連絡ください。
厚木保健福祉事務所大和センター 046-261-2948 (平日8:30~17:15)
神奈川県帰国者・接触者相談センター 045-285-1015 (無休・24時間対応)
- ③医療機関等で新型コロナウイルス感染症と診断が出たときは、学校へご連絡ください。

(問合せ先) 保健給食課 260-5206(感染症について)
指導室 260-5210(教育活動について)
こども・青少年課 260-5224(児童クラブについて)